

事務所だより

第121号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「全国労働衛生週間」の準備期間です

今年で七〇回目の

全国衛生週間

令和元年度全国労働衛生週間の準備期間に入りました。昭和二十五年（第一回）実施から七〇回目を迎えます。今年度のスローガンは、次のとおりです。

**健康づくりは人づくり
みんなでつくる健康職場**

準備期間は九月一日から九月三十日までです。一〇月一日から一〇月七日までの本週間に向けて、各事業場は事業者と労働者が連携・協力しつつ、自主的な労働衛生管理活動の促進が求められています。

準備期間中に

実施する事項

日常の労働衛生活動の総点検を行う。

一、重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- (ウ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (エ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (オ) 受動喫煙対策に関する事項
- (カ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (キ) その他の重点事項
腰痛の予防対策の推進など

二、労働衛生三管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとし

た労働衛生管理活動の活性化

- (イ) 作業環境管理の推進
- (ウ) 作業管理の推進
- (エ) 健康管理の推進
- (オ) 労働衛生教育の推進
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、エボラ、風しん等）に関する理解と取組の促進

三、作業の特性に応じた事項

- (ア) 石綿障害予防対策の徹底
- (イ) 粉じん障害防止対策の徹底
- (ウ) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (エ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- (オ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- (カ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進

(キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進

(ク) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底

四、東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

東日本大震災に関しては（ア）（ウ）の取組、その他、自然災害等被災地に関しては（ウ）の取組を実施する。

(ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成二十四年八月一〇日付け基発八〇一〇第一号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

(ウ) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底



障害年金の制度をご存知ですか？

《障害年金受給に関する3つの要件》

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

賃金計算時の端数処理

賃金の支払いは、労基法第二十四条に①通貨で、②労働者に直接、③その全額を、④毎月一回以上、⑤一定期日を定めて支払わなければならない、と規定されています。

これを賃金支払いの五原則といえます。賃金計算において賃金額の端数処理を誤ると、この第二十四条に違反するおそれがあります。

割増賃金計算の場合

時間外労働（いわゆる早出や残業）、休日労働（法定休日の労働）、深夜労働（午後一〇時から午前五時または午後十一時から午前六時の労働）については、政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされています（労基法第三十七条）。

割増賃金計算における賃金額の端数処理は、行政通達（昭六十二年三月十四日基発第一五〇号）で次のような取扱いを認めており、労基法第二十四条および三十七条違反にはならないと解釈しています。

・ 一時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、五十銭未満の端数を切り捨て、それ以上を一円に切り上げ（以下、四捨五入）すること。

・ 一カ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に一円未満の端数が生じた場合、四捨五入すること。

平均賃金計算の場合

平均賃金計算における賃金額の端数処理は、行政通達（昭二十二年十一月五日基発第二三二号）で次のような取扱いを認めています。この場合、円未満ではなく銭まで算出します。

・ 計算した金額の銭未満の端数を切り捨てることは差し支えない。

一カ月の賃金支払額

計算の場合

一カ月の賃金支払額計算における端数処理は、行政通達（昭六十二年三月十四日基発第一五〇号）で次のような取扱いを認めています。ただし、就業規則等に定めることが必要です。

・ 一カ月の賃金額（賃金の一部を控除して支払う場合には控除した額）に百円未満の端数が生じた場合は五十円未満の端数を切り捨て、五十円以上の端数を百円に切り上げて支払うこと。

・ 一カ月の賃金額に千円未満の端数がある場合は、その端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払うこと。

その他の賃金額の場合

通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律第三条では、債務の弁済を現金の支払により行う場合の支払金の端数計算について、円未満を四捨五入することが定められています。

また、同条ただし書きでは、特約があるときは特約にしたがうと定められていて、就業規則や労働契約により取扱い

を定めることもできます。

例えば、平均賃金を基にして休業手当等を計算する場合は、就業規則等に端数処理の特約があればその方法で、特約がなければ円未満を四捨五入します。

雇用保険料や社会保険料を給与から控除する場合は、控除後の賃金を支払う時点で同条による四捨五入を行うため、結果として控除額の端数処理は五十銭以下の場合には切り捨て、五十銭一厘以上の場合には切り上げとなります（五捨五超入）。被保険者から現金で徴収する場合は、弁済がその時点であるため、同条により四捨五入できます。なお、特約があればその方法によりします。

九月の労務手続

「提出先・納付先」

九月：障害者雇用支援月間六日

○労働保険料の全期・第一分口座振替納付日

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（八月に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（八月に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

三〇日

○八月分社会保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

『年金記録の訂正請求』という手続をご存知ですか。年金記録が事実と異なると思われる方が記録訂正を申し出る手続き方法で、近隣の年金事務所が受付窓口になっています。（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com